



**不妊治療費と
不育症医療費の助成**

【問合せ】保健課

☎773-6811

不妊治療費の助成

市では特定不妊治療（体外受精と顕微授精）と人工授精の治療を受けた人を対象に、不妊治療費を助成しています。

対象者（すべてに該当）

- ・不妊治療でなければ、妊娠の見込みがないか、極めて少ないと医師に診断された
- ・治療期間と申請日に夫婦のいずれかの住所が市内にある
- ・妻の年齢が、1回目の治療開始日に満43歳未満

対象となる治療

夫婦間で行われる保険診療適用外の治療
※凍結された受精卵などの保存料、文書料などは対象外

助成内容

①特定不妊治療
1回の治療で上限13万円。通算6回まで。（今まで受けた助成回数を含む。年間回数制限なし）

県の助成と市の助成を併せて受けることができます。市の助成対象額は、治療費総額から県の助成額を控除した額で算定します。

※県の助成は所得額などの制限があります。詳しくは、南魚沼地域振興局 健康福祉環境部 地域保健課

☎772-8137まで

②人工授精

1年度1回で、申請1回につき上限3万円。通算2回まで。

※県の助成はありません

必要書類

- ①不妊治療費助成事業申請書
- ②不妊治療費助成事業受診等証明書 ※県に助成の申請をする人は、県に申請した証明書の写しで申請できます（新たな市申請用の証明書の作成は不要）
- ③医療機関発行の領収書・診療明細書原本

申請期限

令和2年度中に終了した治療は令和3年3月31日(水)まで

不育症医療費の助成

不育症治療を受けた人を対象に、医療費を助成します。

不育症とは

妊娠しても、流産、死産を繰り返す状態をいいます。

対象者（すべてに該当）

- ・県内の医療機関で不育症と診断され、治療が必要と認められた
- ・治療期間と申請日に、夫婦のいずれかの住所が市内にある
- ・妻の年齢が、1回目の治療開始日に満43歳未満

対象となる医療費

医療機関で受けた保険診療適用外の検査費と治療費

※入院時の差額ベッド代、食事代、文書料は対象外

助成内容

1回の治療で上限10万円。助成回数に制限はありません。

必要書類

- ・不育症医療費助成事業申請書
- ・不育症医療費受診等証明書
- ・医療機関発行の領収書・診療明細書原本

申請期限

治療が終了した日の属する月末から6か月以内

共通事項

申請方法 治療終了後、必要書類を保健課に提出してください。不妊治療の助成申請は、大和・塩沢市民センターでも受け付けます。

※申請書は、保健課、大和・塩沢市民センターまで（市ウェブサイトからダウンロード可）

新潟県不妊専門相談センター

新潟県不妊専門相談センターでは、不妊や不育症などに悩む人の個別相談に応じています。気軽にご利用ください。

会場・相談担当者

新潟大学医歯学総合病院 産科婦人科（新潟市中 中央区旭町通）・産科婦人科医師

面接相談・電話相談日

日時 毎週火曜日
午後3時～5時（要予約）

【問合せ・予約】新潟大学医学部 産科婦人科学教室

☎025-225-2184

（月～金曜日 午前10時～午後4時）

相談料 無料

メール相談

✉sodan@med.niigata-u.ac.jp

若者支援「楽しくコミュニケーション」開催

【問合せ・申込み】子ども・若者育成支援センター
☎773-6611

「気持ちをもうまく伝えたい」「人間関係を円滑にしたい」などの思いはありませんか？少人数グループで楽しくゲーム感覚のコミュニケーションを体験します。人と交流する楽しさを感じてみませんか。

日時 9月17日(木)

午後2時～3時30分

会場 子ども・若者育成支援センター 1階 音楽室

対象 市内在住の義務教育終了～39歳の若者

締切り

9月15日(火)

申込み 電話でお申し込みください。